|  |
| --- |
| 相続人代表者指定届（村税）現に所有する者の届出（固定資産税） |
| 令和　　年　　月　　日大蔵村長　加藤　正美　様　下記のとおり、被相続人に係る徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を地方税法第９条の２第１項の規定により届出いたします。　また、相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第３４３条第２項にいう現に所有する者（納税義務者）の代表とすることをあわせて申出します。　なお、今後本件に係る紛争があったときは、当方にて解決し、貴村には迷惑はかけません。 |
| 被相続人 | 住所　　　　　 |
| 氏名　　　　　 | 死亡年月日令和　　年　　月　　日 |
| 代表者 | （フリガナ）氏名又は名称 | 　　　　　 | 続柄 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |  |
| 住所又は所在地 | 〒　　　　　（地区名　　　　） | 連絡先（日中連絡がつくもの） |
|  |
| 代表者以外の相続人 | 氏名 | 続柄 | 住所 | 連絡先 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 確認事項 | 登記についてお伺いします。該当する番号に○をつけてください。１．すでに済ませた２．現在手続き中３．近いうちに済ませる予定４．全く未定 |
| すでに相続人代表者の名義で口座振替を申し込んでいる方のみお伺いします。１．口座振替を継続する２．口座振替を停止する |

※ この届出では、登記上の名義がかわるものではありません。

※ 物件が未登記家屋の場合、「未登記家屋異動申告書」を提出すると課税台帳の所有者を変更できます。

※ 被相続人名義で口座振替を申込まれている場合は、新たに申込みが必要となります。

|  |
| --- |
| 相続人代表者指定届（村税）**記入例**現に所有する者の届出（固定資産税） |
| 令和〇〇年〇〇月〇〇日大蔵村長　加藤　正美　様　下記のとおり、被相続人に係る徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を地方税法第９条の２第１項の規定により届出いたします。　また、相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第３４３条第２項にいう現に所有する者（納税義務者）の代表とすることをあわせて申出します。　なお、今後本件に係る紛争があったときは、当方にて解決し、貴村には迷惑はかけません。 |
| 被相続人 | 住所山形県最上郡大蔵村大字清水〇〇番地〇 |
| 氏名大蔵　太郎 | 死亡年月日令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 代表者 | （フリガナ）氏名又は名称 | 　オオクラ　ハナコ | 続柄 |
| 大蔵　花子　　　　　　　　　　㊞ | 妻 |
| 住所又は所在地 | 〒９９６－０２１２　山形県最上郡大蔵村大字清水〇〇番地〇　　　　（地区名　村内在住者のみ記載） | 連絡先（日中連絡がつくもの） |
| 000-0000-0000 |
| 代表者以外の相続人 | 氏名 | 続柄 | 住所 | 連絡先 |
| 大蔵　一郎 | 長男 | 東京都〇〇区〇〇１丁目〇〇番〇〇号 | 000-0000-0000 |
| 大蔵　二郎 | 次男 | 山形県〇〇町〇〇番地〇〇 | 000-0000-0000 |
| 大蔵　花 | 長女 | 山形県〇〇町〇〇番地〇〇 | 000-0000-0000 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 確認事項 | 登記についてお伺いします。該当する番号に○をつけてください。１．すでに済ませた２．現在手続き中３．近いうちに済ませる予定４．全く未定 |
| すでに相続人代表者の名義で口座振替を申し込んでいる方のみお伺いします。１．口座振替を継続する２．口座振替を停止する |

※ この届出では、登記上の名義がかわるものではありません。

※ 物件が未登記家屋の場合、「未登記家屋異動申告書」を提出すると課税台帳の所有者を変更できます。

※ 被相続人名義で口座振替を申込まれている場合は、新たに申込みが必要となります。